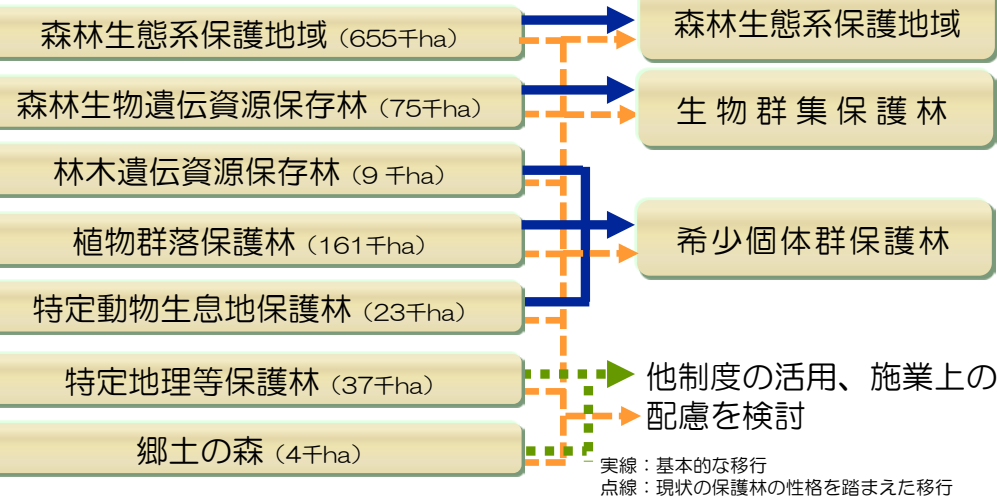


趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

## 1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha

### 管理体制の簡素・効率化



## 2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

- 〇〇森林生態系保護地域設定委員会
- ▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
- ■緑の回廊設定委員会
- XXモニタリング委員会
- ※※希少種委員会

〇〇森林管理局  
保護林管理委員会

※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として5年に一度のモニタリング調査

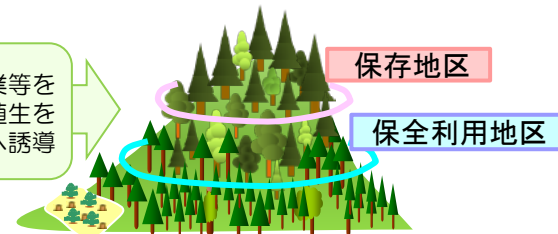
保護林の状況に応じて、モニタリング実施間隔を5年未満、5年、10年に変更

## 生物多様性保全手法の高度化

### 3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施

長期にわたる森林施業等を実施し、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導



### 4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ:  
管理委員会での検討をふまえて、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

## 保護林の比較表

	森林生態系保護地域	生物群集保護林	希少個体群保護林
<b>目的</b>	我が国の気候帯又は森林帯を代表する <u>原生的な天然林を保護・管理することにより</u> 、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。	<u>地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより</u> 、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。	<u>希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより</u> 、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。
<b>基本的な考え方</b>	<p>我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、<u>原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの</u>（ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。）のうち、上記の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。</p> <p>なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもののうち、上記の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。</p> <p>ア <u>自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの</u></p> <p>イ <u>自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの</u></p> <p>なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、<u>原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ヘクタール以上の区域のうち、上記の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。</u></p> <p>ア 希少化している個体群</p> <p>イ 分布限界域等に位置する個体群</p> <p>ウ 他の個体群から隔離された同種個体群</p> <p>エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群</p> <p>オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群</p> <p>カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群</p> <p>キ その他保護が必要と認められる個体群</p> <p>なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。</p>
<b>地帯区分</b>	森林生態系保護地域は、 <u>一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。</u>	生物群集保護林は、 <u>原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。</u> ただし、 <u>地帯区分を行う</u>	

	<p>ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。</p> <p>イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。</p>	<p><u>合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。</p> <p>同左</p>	
<p><b>取扱方針</b></p>	<p>保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>ア 保存地区 <u>原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。</u></p> <p>イ 保全利用地区 <u>(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。</p> <p>ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <p>(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p>(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為</p> <p>(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為</p> <p>(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置</p> <p>(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出</p> <p>(カ) 標識類の設置等</p> <p>(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>	<p>保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <p>(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、<u>復元</u>、その他の公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p>(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為</p> <p>(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為</p> <p>(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置</p> <p>(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出</p> <p>(カ) 標識類の設置等</p> <p>(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p> <p><u>復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>ア 復元計画の策定</p>	<p>ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <p><u>(ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。</u></p> <p>(イ) <u>一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</u></p> <p>イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <p>(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p>(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為</p> <p>(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為</p> <p>(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置</p> <p>(オ) 標識類の設置等</p> <p>(カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>

		<p>保護林管理委員会・保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。</p> <p>(ア) 復元の意義・目的  (イ) 対象森林の現況と目標林型  (ウ) 復元対象区域  (エ) 復元手法・取組方針  (オ) 実行管理体制  イ 林野庁との調整  復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官の意見を聴くものとする。  ウ 情報の発信  地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に行い、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。</p>	
その他	<p>ア <u>外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐及び漸伐(以下「皆伐等」という。)による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。</u></p> <p>イ 区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。</p> <p>ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>ア <u>外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。</u></p> <p>同左</p> <p>ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響(エッジ効果)が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。</p>

【共通事項】

- 保護林管理委員会の設置  
保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会(森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等で構成)を設置し、意見を求めることとされている。
- モニタリングの実施
- 保護林管理方針書の作成